

埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針

平成14年3月29日 埼玉県告示第599号

低公害燃焼機器の普及の促進に関する指針

第1 対象となる小規模燃焼機器

この指針の対象となる小規模な燃焼機器(以下「小規模燃焼機器」という。)は、次に掲げる機器をいう。

- (1) 燃料の消費能力が重油換算で1時間当たり50リットル未満であり、かつ、伝熱面積が10平方メートル未満であるボイラー(以下「小規模ボイラー」という。)
- (2) 燃料の消費能力が重油換算で1時間当たり50リットル未満であり、かつ、伝熱面積が10平方メートル未満である吸収冷温水機(以下「小規模吸収冷温水機」という。)
- (3) 燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル未満であるディーゼル機関(専ら非常時において用いられるものを除き、当該ディーゼル機関が一の事業所に2以上設置され、それらの燃焼能力の合計が1時間当たり50リットル以上となるものに限る。以下「小規模ディーゼル機関」という。)

第2 小規模燃焼機器の設置者の責務

- 1 小規模燃焼機器の設置者は、小規模燃焼機器から大気中に排出される窒素酸化物及びばいじんの濃度が別表に掲げる基準に適合する低公害燃焼機器を設置するよう努めるものとする。
- 2 小規模燃焼機器の設置者は、その機器の使用による周辺的生活環境への支障を防止するため、その機器の維持管理に当たって、次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。
 - (1) 適正な燃料を使用して稼働させること。
 - (2) 定期的に点検及び清掃を行い、適正な燃焼を行えるようにすること。

第3 小規模燃焼機器の製造業者又は販売業者の責務

- 1 小規模燃焼機器の製造業者又は販売業者は、別表に掲げる基準に適合する低公害燃焼機器の開発又は普及に努めるものとする。
- 2 小規模燃焼機器の製造業者又は販売業者は、小規模燃焼機器の設置者に対し、小規模燃焼機器の使用による大気の汚染の低減に資する情報を提供するよう努めるものとする。

別表

1 窒素酸化物の濃度に係る基準

対象施設	燃料の種類ごとの基準	
	気体燃料	液体燃料
小規模ボイラー	50 ppm 以下	80 ppm 以下 (100 ppm 以下)
小規模吸収冷温水機	60 ppm 以下	80 ppm 以下 (100 ppm 以下)
小規模ディーゼル機関	—	100 ppm 以下
<p>備考</p> <p>1 小規模ボイラー又は小規模吸収冷温水機のうち、使用する燃料が灯油以外の液体燃料であるものに係る燃料の種類ごとの基準は、括弧内に掲げる基準とする。</p> <p>2 窒素酸化物の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p style="text-align: center;">この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)</p> <p>O_n 小規模ボイラー及び小規模吸収冷温水機にあつてはO_n=0、小規模ディーゼル機関にあつてはO_n=13とする。</p> <p>O_s 排出ガス中の酸素濃度 (単位 %)</p> <p>C_s 実測された窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)</p> <p>3 窒素酸化物の測定方法は日本工業規格 (以下「規格」という。) K 0104に定める方法とし、酸素の測定方法は規格K 0301に定める方法とする。</p>		

2 ばいじんの濃度に係る基準

対象施設	基準
小規模ディーゼル機関	0.1 g/m ³ N 以下
<p>備考</p> <p>1 ばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。</p> $C = \frac{8}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p style="text-align: center;">この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C ばいじんの濃度 (単位 g/m³ N)</p> <p>O_s 排出ガス中の酸素濃度 (単位 %)</p> <p>C_s 実測されたばいじんの濃度 (単位 g/m³ N)</p> <p>2 ばいじんの測定方法は規格Z 8808に定める方法とし、酸素の測定方法は規格K 0301に定める方法とする。</p>	